

# 旭川市いじめ問題再調査委員会（令和4年度第1回）



# 旭川市いじめ問題再調査委員会（令和4年度第1回）

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）

### 第4 調査組織の設置

（調査組織の構成）

- 調査組織については、**公平性・中立性が確保**された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の**専門的知識及び経験を有するもの**であって、当該いじめの事案の関係者と**直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）**について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

## 令和4年度旭川市一般会計補正予算とこれに関連する議案に対する附帯決議

いじめ問題再調査委員会の設置に当たっては、**調査対象者と利害関係のない、公平・公正・中立な人選**を行うこと。